

# 令和6年度徳島市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和6年4月1日作成

## 1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」といいます。)第9条第1項の規定に基づいて、本市における障害者就労施設等(障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等を行います。以下同じ。)からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に寄与しようとするものです。

## 2 適用範囲

この調達方針は、本市の全部局に適用します。

## 3 基本的な考え方

### (1) 全庁的な取り組み体制

各部署の副部長級の職員を中心に構成する徳島市障害者就労施設等からの物品等優先調達推進会議(以下「優先調達推進会議」といいます。)を設置し、各年度の調達方針の策定、調達実績の検証や公表を行い、全庁的に障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための取り組みを推進します。

### (2) 法令等遵守と予算の適正な執行等

障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」といいます。)の調達を推進するにあたっては、調達の目的を達成するとともに、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上、契約手続きにおいても、その公正性、透明性及び経済性を確保します。

### (3) 他の施策との調和

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するにあたっては、障害者団体やシルバー人材センター等に対する業務委託等や地元中小企業への配慮など他の施策との調和を図りながら推進します。

### (4) 共同受注窓口の活用

物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は本市と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口について、障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることを踏まえて、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合は、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱います。

また、共同受注窓口は、大量発注への対応等の観点から、障害者就労施設等からの調達推進において有効であることから、その大量受注への対応等の機能を活用します。

#### 4 調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標

本市が調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達目標は次のとおりです。

区分		調達を推進する具体的な物品等の例	調達目標
物品	各種イベントの記念品等	藍染製品・レザー用品など	248 万円
	印刷	保健福祉施策に関する軽印刷・冊子類	
	その他の物品	食品類・花苗など	
役務		清掃・デザインなど	430 万円

#### 5 調達推進のための具体的な方策等

##### (1) 障害者就労施設等の登録制度の創設と市内での情報共有

本市の区域内に所在地がある障害者就労施設等のうち、本市の調達に対応できる障害者就労施設等や障害者就労施設等が供給可能な物品等の情報を、市内における障害者就労施設等からの調達の推進に役立てるため、障害者就労施設等の登録制度を創設するとともに、登録制度に基づいて整理した資料を市内全体で共有します。

##### (2) 随意契約の活用

障害者就労施設等からの調達を推進するにあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号又は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に規定する随意契約の方法を活用します。

##### (3) 調達に際しての配慮

調達にあたっては、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期又は履行期間の設定に努めます。また、仕様書を定める際には必要かつ明確なものとしします。

##### (4) 共同受注窓口等への要請

本市の区域外に所在地がある障害者就労施設等が参加する共同受注窓口及び本市の区域外に所在地がある障害者就労施設等を有する者に対しては、この調達方針に係る担当窓口から、本市との契約の履行にあたっては、優先的に本市の区域内に所在地がある障害者就労施設等に業務等を配分するよう要請します。

##### (5) 障害者就労施設等との意見交換

本市の行政機関としての需要と障害者就労施設等による物品等の供給体制のマッチングに資するよう、必要に応じて本市と障害者就労施設等との意見交換を行います。

#### 6 調達実績の概要の公表

年度終了後、市内における調達の実績をとりまとめ、できるだけ速やかにその概要を本市ホームページにおいて、公表します。

## 7 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置

### (1) 障害者就労施設等が供給可能な物品等の情報発信

本市に障害者就労施設等として登録を行った施設等であるかどうかにかかわらず、本市の区域内に所在地がある障害者就労施設等から、その供給する物品等に関する情報の提供を求め、情報を整理した上、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進が民需にも波及するよう本市ホームページから情報を発信します。

### (2) 本市が実施する各種イベント等での障害者就労施設等の販売スペースの確保の配慮

本市が実施する各種イベント等において、そのイベント等の性格を考慮しながら、障害者就労施設等が供給可能な物品の販売スペースの確保に努めます。

また、障害者週間等に合わせ、本庁舎内においてイベントを開催し、障害者就労施設等の物品販売スペースの確保に努めます。

## 8 競争入札等における障害者の就業を促進するための措置

プロポーザル随意契約等において、案件の性格を考慮しながら、審査項目として、事業者の障害者雇用の取組みを評価するよう努めます。

## 9 進行管理

優先調達推進会議において、年度の調達実績等の取りまとめを行った後、調達の目標値を踏まえた検証を行い、次年度以降の調達方針の策定に活用するなど適切な進行管理に努めます。

また、年度途中において、暫定的な調達実績を取りまとめ、各部局に通知し、調達推進に係る情報を庁内で共有します。

## 10 追加的な障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置

継続的に障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置の在り方について検討し、対応可能な措置については、「7 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置」に掲げる事項に加えて、順次実施していきます。

## 11 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉部障害福祉課です。